

災害により被害を受けられた方に対する 固定資産税及び都市計画税の減免について

令和7年7月11日現在

庄内町では、災害により被害を受けられた方に対して、被災した土地、家屋及び償却資産の固定資産税及び都市計画税の減免の制度を次のとおり設けています。

1 災害発生日による減免対象税額について

災害発生日	減免対象税額
4月1日から12月31日	災害発生日以後に納期限が到来する当該年度分
1月1日から 第4期分の納期限日前日	当該年度の第4期分及び翌年度の第1期分 ただし、損害の程度が「全壊」または「全焼」の家屋は当該年度の第4期分及び翌年度の全期分
第4期分の納期限日から 3月31日	翌年度の第1期分及び第2期分 ただし、損害の程度が「全壊」または「全焼」の家屋は翌年度の全期分

2 損害の程度による減免率について

(1) 土地

損害の程度	減免率	
被害面積が当該土地の面積の	80%以上	100%
	60%以上	80%
	40%以上	60%
	20%以上	40%

※地盤の隆起、陥没、土砂等の堆積または流失等により、土地そのものが本来の用に供し得なくなった場合に減免の対象となるため、農地については、浸水による作物の被害のみの場合は対象外となります。

(2) 家屋

損害の程度（判定基準）	減免率
原形をとどめない（復旧不能の）とき、または、罹災証明書の損害の程度が「全壊」のとき	100%
60%以上の価値を減じたとき、または、罹災証明書の損害の程度が「大規模半壊」のとき	80%
40%以上の価値を減じたとき、または、罹災証明書の損害の程度が「中規模半壊」か「半壊」のとき	60%
20%以上の価値を減じたとき、または、罹災証明書の損害の程度が「準半壊」のとき	40%

(3) 償却資産

各資産の状態から損害の程度を算出し、家屋に準じた減免率とする。

裏面も御覧ください。

3 減免の申請に関する流れについて



申請	申請の場所 税務町民課 資産税係 (庄内町役場 A棟 1階)
	申請に必要な書類等
	・固定資産税減免申請書 ※申請書は資産税係で受け取るか、町ホームページよりダウンロード ・罹災証明書の写し (お持ちの方) ・被害の状況が分かる写真等 (お持ちの方)
	申請期限 災害発生日から概ね2ヶ月程度 ※期限は別途定めます。

審査	提出いただいた書類等の内容を確認し、減免の可否を審査します。 状況によっては、現地調査等を行う場合があります。 審査には原則として3週間ほど時間がかかります。
-----------	---

結果	審査の結果に応じ、次の書類を送付します。	
	減免が決定した場合	減免が却下された場合
	・減免決定通知書 ・固定資産税 (都市計画税) の決定 および変更通知書	・減免却下通知書

【お問い合わせ先】
庄内町役場 税務町民課 資産税係
TEL : 0234-42-0139・0141 FAX : 0234-42-0895
E-mail : shisanzei@town.shonai.yamagata.jp